

返戻金制度に関する事項

株式会社ランバーサービス

当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。

例)

被採用者が自己都合により入社後3ヶ月未満に会社を退職した場合（被採用者の責に帰すべき事由による論旨免職及び懲戒免職、並びに正当な理由に基づく勧奨退職を含む）、弊社は受領したコンサルティング料を、下記の表に従い甲に返還するものとする。

退社時期	返還するコンサルティング料
入社から3ヶ月未満	50%

2. 被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、被採用者の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または被採用者の死亡等を含むが、これらに限られない）は、上記の報酬返還は適用されない。

3. 第2項の場合において、被採用者が、採用日以前に派遣などの形態で会社において職務遂行経験があった場合であっても、上記の報酬返還は適用されない。

上記は一例であり、返戻金の条件については、個々の採用者との契約に準じます。